

岡山県立岡山操山高等学校通信制課程 いじめ防止基本方針

令和8年度版

いじめに関する現状と課題

- ・生徒の大部分がスマートフォン等のモバイル通信機器を所持しているが、生徒のインターネット利用の実態を十分に把握できていない。現在、生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、生徒支援委員会、教育相談室、人権教育委員会、保健委員会、各年次等、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。
- ・中学校や前籍校でいじめを受けた経験がある生徒の存在にも考慮する必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校全体としての取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課主任以外にも各課・室、年次の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・過去にいじめを受けた経験がある生徒に配慮した指導を行う。
 - ・いじめの未然防止に向けて、生徒会活動や部活動において生徒の主体的な活動を支援するとともに、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために前期と後期にアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有する。
- <重点となる取組>
- ・SNSの利用やインターネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - ・学校行事において、生徒会の取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
 - ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、教科「情報」の授業や各種配布物において情報モラルに関する話題を取り上げ、啓発を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針を保護者会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、保護者へ、いじめに関するパンフレットなどを配布し、保護者への啓発を図る。
- ・地域の方々との連携を密にし、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての資料を保護者懇談等で配布する。
- ・「操山通信」「年次通信」「通信制の手引」「学習サポートブック」等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年2回開催（※必要に応じて外部委員も参加）

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・校内
校長、教頭、生徒課主任、教育相談室長、人権教育委員会主任、保健委員会主任、年次主任、養護担当非常勤講師、特別支援教育コーディネーター

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・岡山中央警察署、当該生徒がかりつけ医療機関

- ・定期的な情報交換

<学校側の窓口>

- ・生徒課主任

学校が実施する取組

①
いじめの未然防止

- （教員研修）
- ・定例の通信制会議において情報交換を行う。また、生徒のインターネット利用の状況と指導上の留意点、本校生徒の現状や特質などについての研修の機会を設ける。（生徒会活動）
- ・学校行事等で、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。（居場所づくり）
- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。（情報モラル教育）
- ・インターネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する資料を配布したり、集会等で講話を行う。

②
早期発見

- （実態把握）
- ・定期的にアンケートを実施したり、スクーリング時のきめ細かな観察や声かけにより、いじめの早期発見と予防に努める。（相談体制の整備）
- ・相談窓口を周知するとともに、いじめの早期発見に向けて、各年次、生徒課、教育相談室等の連携体制を整備する。（情報共有）
- ・生徒の気になる変化や行為を把握した際には、ただちに通信制会議、教育相談室会議などの場面で情報共有を行う。（家庭への啓発）
- ・「操山通信」「年次通信」「通信制の手引」「学習サポートブック」などの中で、いじめについて取り上げ、家庭におけるいじめに対する意識の向上を促す。

③
いじめへの対処

- （いじめの有無の確認）
- ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。（いじめへの組織的対応の検討）
- ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。（いじめられた生徒への支援）
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。（いじめた生徒への指導）
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。